

令和2年度第7回庁議 会議録

[日 時] 令和2年11月19日（木）9時06分～9時44分

[場 所] 応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告について (企画部、経済部、消防本部)
 - (2) 第六次新居浜市長長期総合計画（最終案）について (企画部)
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
(なし)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、11月30日に開会予定である。会派説明については、11月16日から18日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、12月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

本日は、「市議会定例会提出議案について」関係部局から説明と会派説明をした部局からは、「会派説明の結果報告」もしていただく。

その後、企画部から「第六次新居浜市長長期総合計画（最終案）について」説明をしていただく。

その他、連絡事項があればお知らせをしてもらい、本日の庁議は、10時00分に終了することを目標とする。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について（関係部局）

会派説明報告について（企画部、経済部、消防本部）

市長	<p>市議会定例会提出議案について、教育委員会事務局、企画部、福祉部、経済部、建設部、総務部、市民環境部、上下水道局の順で説明をお願いしたい。</p> <p>なお、明日の部課長会での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いする。</p> <p>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いしたい。</p> <p>なお、消防本部については、市民環境部の説明が終わった後、会派説明報告をお願いする。</p>
教育委員会事務局 長	<p>報告1件、条例議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の1ページ、2ページ、報告第29号「専決処分の報告」についてである。</p> <p>本件は、「損害賠償の額の決定について」であり、令和2年9月7日、新居浜市立高津小学校体育館の越屋根の鋼板を固定する部分が老朽化していたため、鋼板の一部が強風により損壊して吹き飛ばされ、北側の民有地に駐車中の小型自動車に接触し、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、令和2年11月6日、専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、車両の修理に要する費用を、「21万5,000円」と決定したもので、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われている。</p> <p>今後においては、危険箇所の早期発見、早期対応に努めるとともに、より一層、学校施設の適切な維持管理に努める。</p> <p>次に、議案書の25ページ、議案第88号、「新居浜市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例」の制定についてである。</p> <p>今回の改正は、令和4年3月31日をもって王子幼稚園を廃園とすることに伴い、本条例のうち「新居浜市立王子幼稚園」の項を削るものである。王子幼稚園については、昭和34年に設置され、61年間にわたり、子ども達の健やかな成長を促す教育の場としての役割を果たしてきたが、少子化の進行、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等により園児数の減少が続く、この度廃園</p>

<p>企画部長</p>	<p>の運びとなった。</p> <p>なお、この条例は、令和4年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の26ページ、議案第89号「新居浜市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」の制定について説明いたします。</p> <p>今回の改正は、新居浜市奨学資金の貸付を受ける者の条件を見直し、日本学生支援機構等が実施する給付型奨学金との併用を可能にするため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>一般議案2件、予算議案4件について説明する。</p> <p>まず、議案書の3ページ、議案第77号「新居浜市長期総合計画基本構想案の策定」についてである。</p> <p>長期総合計画については、本市の最上位計画として、市政の総合的かつ長期的な方針を示すものであり、令和3年度を初年度とする第六次新居浜市長期総合計画の基本構想を策定することについて、新居浜市の議決事件に関する条例第2条の規定により、提出しようとするものである。</p> <p>内容については、この後の議題2で説明する。</p> <p>会派説明では、基本計画部分の成果指標についての質問がいくつかあった。</p> <p>次に議案書の4ページ、5ページ、議案第78号「新居浜市生涯活躍のまち拠点施設の指定管理者の指定」については、令和3年4月に供用開始を予定している、新居浜市生涯活躍のまち拠点施設について、指定管理者制度を導入するため公募をした結果、「株式会社ハートネットワーク」1団体のみ応募ではあったが、「新居浜市指定管理者選定委員会」による審査の結果、適格と判断されたため、新居浜市生涯活躍のまち拠点施設の指定管理者に、「株式会社ハートネットワーク」を指定するものである。</p> <p>指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間を予定している。</p> <p>次に、議案第94号「令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)」については、新型コロナウイルス感染症対策関連事業をはじめ、旧広瀬邸等保存活用事業の公共事業、観光案内所リニューアル事業の単独事業、企業立地促進対策費などの施策費のほか</p>
-------------	--

<p>福祉部長</p>	<p>か、林業施設災害復旧費及び経常経費について予算措置するもので、今回の補正は、9億2,916万6千円の追加である。</p> <p>また、議案第95号「令和2年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第1号）」では、224万5千円の追加、</p> <p>議案第96号「令和2年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」では118万2千円の追加、</p> <p>議案第97号「令和2年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」では1,386万円の追加となっている。</p> <p>補正内容につきましては、会派説明資料「令和2年度12月補正予算（案）の概要」をご参照いただきたい。</p> <p>引き続き、12月補正予算（案）の会派説明の結果を報告する。</p> <p>まず、一般会計で対前年度比152億5千万円程度増えている大きな要因は何か。緊急避難所場所感染症対策事業では、補助対象施設はどこか。また、整備内容は？残りの緊急避難場所は補助しなくてよいのか。観光施設感染症対策事業費では、対象施設は2か所だけか。テレワーク・オンライン会議推進事業費では、どのような内容か。大島のどのあたりまでカバーできるのか。事業所はどこを想定しているのか。議会ICT環境整備事業費では、議会分35台はどこに配布するのか。旧広瀬邸等保存活用事業では、前倒しになった理由は何か。介護保険システム改修事業費では、報酬改定はいつごろわかるか。</p> <p>といった意見が出された。</p> <p>一般議案3件、条例議案1件について、説明する。</p> <p>まず、議案書の6ページから11ページ、議案第79号「新居浜市立児童館の指定管理者の指定について」、議案第80号「新居浜市老人ホームの指定管理者の指定について」及び議案第81号「新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」である。</p> <p>新居浜市立児童館及び新居浜市立老人福祉センターについては、どちらも平成18年度から指定管理者制度を導入しており、これまで継続して「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」が指定管理者となり、管理運営を行ってきた。</p> <p>今回の選定についても、それぞれ公募を実施した結果、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」の1団体のみ応募ではあつ</p>
-------------	---

<p>経済部長</p>	<p>たが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き、新居浜市立児童館及び新居浜市立老人福祉センターの指定管理者に、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」を指定するものである。</p> <p>なお、指定の期間は、どちらも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定している。</p> <p>新居浜市立慈光園については、平成25年度から指定管理者制度を導入し、「社会福祉法人三恵会」が指定管理者となり管理運営を行ってきた。公募の結果、「社会福祉法人三恵会」の1団体のみ応募ではあったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き新居浜市立慈光園の指定管理者に「社会福祉法人三恵会」を指定するものである。</p> <p>なお、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定している。</p> <p>次に、議案書の29ページ、議案第91号「新居浜市児童養護施設設置及び管理条例を廃止する条例」の制定については、新居浜市立東新学園が建築後約50年を経過し、老朽化が著しく耐震性にも問題があることから、新居浜市児童養護施設設置及び管理条例を廃止しようとするものである。</p> <p>今後については、建替協議をする中で民設民営の基本方針が決定し、施設の整備・運営法人に選定された社会福祉法人常美会が設置・運営主体となり、令和3年4月より同法人の児童養護施設として、国が推奨する小規模グループケアの形態で開所予定となっている。</p> <p>なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>一般議案1件について説明する。</p> <p>議案書12ページ、議案第82号「新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定」については、新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者に「株式会社森高リゾート」を指定するものである。</p> <p>なお、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定している。</p>
-------------	---

建設部長	<p>次に、「観光物産情報発信拠点の整備」についての会派説明の報告をする。観光協会と物産協会の一元化について進捗状況を教えてほしい。現在はコロナ禍でインバウンドも難しいと思うが、今後を見据えて外国人向けのPR、海外への情報発信、人材の確保等を進めていってほしい。</p> <p>といった質問、要望があった。</p> <p>一般議案1件及び条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書の14ページ、議案第83号「新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の指定」については、「公の施設の指定管理者の指定」についてであり、新居浜駅前駐輪場及び新居浜駅南口広場駐輪場の指定管理者に、「公益社団法人新居浜市シルバー人材センター」を指定するものである。</p> <p>なお、指定の期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。</p> <p>次に、議案書の33ページから36ページ、議案第93号、「新居浜市景観条例」の制定についてである。</p> <p>本議案は、令和2年7月に「新居浜市景観計画」を策定したことに伴い、本市の良好な景観の形成に関し基本となる事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、「新居浜市景観計画」の実効性を確保し、地域全体が調和した良好な景観形成に資するため、条例を制定しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。</p>
総務部長	<p>条例議案5件、追加提出予定の人事議案1件について説明する。</p> <p>まず、議案書の16ページ、17ページ、議案第84号「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」の制定については、人事院勧告に準じた特別職の国家公務員に係る給与改定を勘案し、議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げようとするものである。</p> <p>次に、議案書の18ページ、19ページ、議案第85号「新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について</p>

	<p>は、一般職の職員等についても、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定に準じて期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げようとするものである。</p> <p>次に、議案書の20ページから22ページ、議案第86号「新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、新型コロナウイルス感染症に係る作業等に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給しようとするものである。</p> <p>次に、議案書の23ページ、24ページ、議案第87号「新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、生活の不便な地に所在する公署に勤務する会計年度任用職員に対し特地勤務手当を支給するため、及びフルタイム会計年度任用職員に係る給与の支給方法を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>次に、議案書の30ページから32ページ、議案第92号「新居浜市国民健康保険条例等の一部を改正する条例」の制定については、「地方税法」の一部改正に伴い、国民健康保険料等の延滞金の割合の特例についての規定を整備しようとするものである。</p> <p>次に、議案目次の欄外に記載している追加提出予定の議案についてである。新居浜市副市長の選任については、副市長の任期満了に伴う、新たな副市長の選任について、議会の同意を求めるものである。</p>
市民環境部長	<p>条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書、27ページ、28ページ、議案第90号「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、総務省の実証事業の参加に伴い、個人番号カードを利用した多機能端末機からの印鑑登録証明書の申請及び交付が可能となるよう改正しようとするもので、第17条に多機能端末による印鑑登録証明の申請等に係る規定を追加している。</p> <p>なお、公布の日から3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしている。</p>
上下水道局長	<p>予算議案1件について説明する。</p> <p>議案第98号「令和2年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)」については、継続費を変更するものである。</p>

<p>消防長</p>	<p>内容としては、汚水処理施設共同整備事業費については平成30年度から令和2年度までの3年間、下水処理場改築事業については令和元年度から2年度までの2年間の継続費を設定して事業を進めていたが、入札不調により着手が遅れが生じたことや、新型コロナウイルス感染症により工事の進捗に影響が出たことなどにより、令和2年度中の完成が見込めなくなったため、令和3年度まで期間を1年延長するものである。</p> <p>消防本部からは、「救急ワークステーションについて」会派説明を行った。</p> <p>質疑内容としては、ワークステーションとは救急救命士が常駐するのか。研修を受ける人数は何人か。事業費の、ほとんどが機器類設置やシステム改修なのか。令和3年8月スタート後の、市からの持ち出し費用はあるのか。東予地域の救命救急センターは県立新居浜病院だけなのか。同乗実習など救急車で医師が同乗していくことはあるのか。</p> <p>などの、質疑があった。</p>
<p>市長</p>	<p>先程の説明に対して、質問等はないか。</p>
<p>建設部長</p>	<p>議案第88号について、1年後でもよさそうだが、なぜ今回出しているのか。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>土地が借地ということもあり、公的に話を進める中で先に条例改正ということになった。</p>
<p>加藤副市長</p>	<p>議案第90号の説明の中で、施行日を公布の日から3月を超えない範囲で規則で定める日からということだったが、なぜか。</p>
<p>市民環境部長</p>	<p>実証実験として実際にコンビニで実施できるのが、2月24日を予定している。その日を施行日にしたいと考えているが、現在システムの調整や準備をしているが、明確には決定できないため、3月以内としている。</p>
<p>加藤副市長</p>	<p>規則はいつ決めるのか。</p>

市民環境部長	条例ができて以降になるので、12月定例会が終わってからになる。
加藤副市長	議案第86号について、コロナウイルスの作業手当について、新居浜は該当があるのか。
総務部長	消防職員がPCR検査の患者を運んだ際の事例が該当する。
参与	議案第98号、上下水道局の共同処理の継続費について、供用開始はいつになるのか。
上下水道局長	供用開始は令和4年度の最初から。
参与	令和3年度の途中から暫定的に、という話があったと思うがいかがか。
上下水道局長	試験運転は令和3年度、施設が出来て、3年度内に試験運転をする。最終的に令和4年3月末で全量受け入れ態勢が整う。そこは変わっていないが、試験運転の時期が少し後ろにずれこむかもしれない。
議会事務局長	事務分掌条例の改正が今回の議案にないが、部の改正は無いということか。 10年に1度の長期総合計画や4年に1度の市長選等大きな節目だが、変更は無い、部の名称変更も無いということによいのか。
総務部長	今のところ予定はないが、今後協議したい。
市長	議論して、やる場合はいつやるのか決めないといけない。 会派説明で、何か変えないといけないというような問題はなかったのか。
企画部長	特にない。

(2) 第六次新居浜市長期総合計画（最終案）について（企画部）

企画部長	<p>第六次新居浜市長期総合計画については、基本構想を12月議会に提案することとなっており、本日は計画の最終案についてご説明する。</p> <p>まず、これまでの経緯について、計画案については、8月に会派説明を行い、その後冊子の巻末に、参考資料として、用語解説及び成果指標の一覧を添付し、市内小中学生から未来の新居浜市をテーマに募集した絵画の入選作品22点を冊子中に掲載した計画案をパブリックコメントにかけた。</p> <p>最終案については、パブリックコメント踏まえた変更を反映したもので、今回の会派説明でも説明している。</p> <p>本日は、次期長期総合計画のポイントとパブリックコメント後、変更した部分、審議会の答申内容を中心にご説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料2-3第6次長期総合計画案の概要をご覧ください。</p> <p>左上の主な特徴についてである。</p> <p>特徴としては4点、</p> <p>まず1点目は、SDGsである。今回の長期総合計画では、市の取組とSDGsの関係をわかりやすく整理した。</p> <p>2点目の特徴は、「わかりやすさ」である。</p> <p>基本計画の部分については、写真やイラストを多用し、事業等のイメージが伝わるよう工夫している。</p> <p>3点目の特徴は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた計画としている。</p> <p>4点目の特徴は、本市の最重要課題を「人口減少問題」とし、先行して策定している「新居浜市総合戦略」に基づく取組を市の重点プロジェクトと位置付けている。</p> <p>次に、資料の左下をご覧ください。</p> <p>長期総合計画の全体像や将来都市像、目標人口を整理している。</p> <p>将来都市像については、現計画に引き続き、「あかがねのまち」という言葉を都市像の中に使用している。</p> <p>次に、右上の策定体制をご覧ください。</p> <p>計画案策定にあたっては、市議会各会派より出された意見・要</p>
------	---

	<p>望について、計画案への反映を検討したほか、会議体としては、部長の皆さんにも出ていただいた大学教授や商工会議所会頭、連合自治会長等で構成する総合計画審議会、各界各層の代表者38名で構成する政策懇談会、さらには、政策懇談会の中に設置した、ワーキンググループ等により、計画案についての意見や、提言をいただいている。</p> <p>以上が計画の概要になる。</p> <p>次に、パブリックコメントの意見について説明する。</p> <p>資料2-2第六次新居浜市長期総合計画（案）に関する意見募集の結果についてという資料をご覧いただきたい。全6ページの資料になる。</p> <p>9月16日から10月15日まで意見募集を行い、個人3名、団体1団体より、計17件の意見をいただいた。</p> <p>建設的・具体的な意見が多く、17件の意見に対し、うち13件については、意見を踏まえ、何らかの修正を行っており、そのうち主なものについて、説明させていただく。</p> <p>まず、1ページ目1番目の項目、計画書の該当ページは、21ページをご覧いただきたい。</p> <p>「市の長期計画の（時代の潮流）においても、デジタルトランスフォーメーション等の主要なキーワードについて記載しておくべき」という意見であり、意見を踏まえ、資料に記載の文章、キーワードを計画の中に追加記載している。</p> <p>次に、資料2ページ目、3番の項目、計画書は104、105ページをご覧いただきたい。</p> <p>意見としては、「もう少し具体的に太鼓祭りのことを記載すべき」という意見であり、意見を踏まえ、104ページの現況と課題④と105ページの基本計画3-4-3の取組方針の一番上に、「新居浜太鼓祭り」という固有名詞を追加記載した。</p> <p>次に、資料3ページ目、8番の項目、計画書の関連ページは97ページをご覧いただきたい。</p> <p>意見としては、「市ではSDGs推進企業登録制度をスタートしていますが、この取組について計画の中に記載がない」というものであり、意見を踏まえ、基本計画3-1-3取組内容に「働き方改革やSDGsの推進に取り組む企業への支援」を追加で記載している。</p> <p>資料の4ページ目、5ページ目をご覧いただきたい。</p>
--	---

4 ページ目の 9 番から 5 ページの 14 番まではすべて、施策 5-5 人権の尊重に関連する施策についての意見となっており計画書の、152 ページをご覧ください。

9 番の意見としては、「前回第五次長期では記載のあった部落差別という標記について、六次においても記載すべき」という意見であり、意見を踏まえ、現況と課題に②に「部落差別をはじめとする」を加筆している。

最後の意見が、5 ページ目の 15 番、計画書の 88 ページをご覧ください。

15 番は、「障がい者の財産管理や虐待の問題についても具体的な言葉で盛り込んでいただきたい」という意見を踏まえ、現況と課題③に「権利擁護や虐待対応を含め」を加筆した。

以上、17 の意見の中で、計画の修正を伴う 5 つの意見について、説明したが、他の意見については、後程確認いただきたい。

次に、審議会からの答申について説明する。

資料 2-1 第六次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）について（答申）という資料をご覧ください。

全 4 ページの資料になる。

まず、1 ページ目、審議会の中でも多くの委員の皆様から意見をいただいた、コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、新たな日常を構築し、市民活動や、経済活動の活性化を図っていくべきという点や、令和 3 年度以降の計画推進に当たっては、2 ページ目以降に記載の、当審議会からの具体的な意見についても、十分に尊重し、事業を推進することについて要望をいただいている。

2 ページ目以降に、会議からのさらに具体的な要望がまとめられており、可能な限り、具体的に計画案の修正・加筆を行うとともに、今後の市政運営に活かしていきたいと考えている。

ポイントとなる部分に下線を引いているので、ご確認いただきたい。

最後に、1 点、計画書の 58 ページに記載していた、「新居浜市過疎地域自立促進計画」については、国の過疎地域自立促進特別措置法に基づく計画だが、同法が今年度末で期限を迎え、来年度から新制度となる予定であり、そのことにより、根拠法、計画名が変更となる見込みである。

ここについては、基本構想部分であり、議決後変更できないため、今回「過疎地域持続的発展支援計画(仮称)」としている。

	<p>この計画に関連した基本計画部分（188, 189ページ）においても、同計画名が複数個所出てくるが、基本構想部分ではなく今回の議会での議決事項ではないため、計画の印刷までに正式に新法、関連計画名が決定次第、修正をさせていただく。決定しない場合は、仮称とすることとしている。</p> <p>最後になるが、第六次長期総合計画（最終案）の基本構想については、12月定例会市議会において上程する予定であり、企画教育委員会以外の2常任委員会は議会開会日に委員会協議会を開催し、委員会所管の内容について協議することとなる。</p> <p>委員会では、参考資料として配布する基本計画についても、質疑されると思いますので、担当部局での対応方よろしく願います。</p> <p>なお、協議検討結果を企画教育委員長に報告し、最終は企画教育委員会で審査することとなる。</p>
加藤副市長	<p>基本計画に触れられたら、成果指標が出ていると思うが、そこでかなり議員の方は活動されている方がいるので、実情を知った上での意見が出てくると思うので、その根拠については再度よく確認をしておいていただきたい。</p>
議会事務局長	<p>企画部長の補足になるが、先日委員長会を開催して、すべての常任委員会に関係があることから、委員会協議会ということが決まった。11月30日の散会後に、運営方法は通常の委員会と同様で、冒頭の説明がないだけで、質疑について回答していただくことになる。付託案件表のようなものを作成しているので、作成ができれば総合政策課に渡すので対応をお願いしたい。</p>
市長	<p>確認だが、各委員会でもう一度質問を受けるということか。</p>
議会事務局長	<p>そうである。正式な委員会としては、企画教育委員会だけであるが、他の2委員会は事前に委員会協議会として開催をする。</p>
建設部長	<p>この会議には各課所長も出席するのか。</p>
議会事務局長	<p>そうである。</p>

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項
(なし)

市長	他に何か連絡事項等はないか。 他になければ、以上で令和2年度第7回庁議を終わる。
----	---